

独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設入所利用契約書

(契約の目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、本契約を締結した時から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

一 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。

二 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を、極度額 八拾萬圓の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無、並びにこれらの残額及び支払機が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- 一 利用者が要介護認定において自立又は要支援 1・2 と認定された場合
 - 二 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - 三 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - 四 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を 2 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合
 - 五 利用者又はその家族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - 六 第 3 条第 4 項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - 七 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第 6 条 利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、本契約書別紙「サービス料金表」の通りの利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定するものに対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月 5 日（土、日、祝日に該当する場合は翌営業日）以降に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の 15 日（土、日、祝日に該当する場合は翌営業日）までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（別記＊）
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から 1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第 7 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止します。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は施設管理者(施設長)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙「重要事項説明書」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二 居宅支援事業所(地域包括支援センター[介護予防支援事業所]) 等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(人権擁護及び高齢者虐待防止)

第12条 当施設は、職員に対する人権擁護・虐待防止・身体的拘束廃止の委員会及び啓発のための研修を定期的に行い、必要な措置を講じます。

2 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(業務継続計画の策定)

第15条 当施設は、感染症予防及び感染発生時の対応として、感染症予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症発生の防止のための委員会、職員に対する研修、及び発生時の訓練を定期的に行います。

2 当施設は、非常災害対策の対応として、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できる計画（BCP）を策定し、研修の実施及び訓練を定期的に行います。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

以上の契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、利用者、当施設が署名のうえ各1通を保有するものとします。

年 月 日

【事業者】

〈事業者名〉 独立行政法人地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設
(指定番号 埼玉県1150180034)
〈住 所〉 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目2番地7号
〈代表者名〉 施設長 児 玉 隆 夫

【利用者】

〈住 所〉
〈氏 名〉
〈代筆者名〉 〈利用者との関係 : 〉

【利用者の身元引受人】

〈住 所〉
〈氏 名〉 〈利用者との関係 : 〉